

サイバーセキュリティ戦略本部
普及啓発・人材育成専門調査会
サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループ
第2回会合 議事概要

1 日時

令和元年6月6日(木) 16:00~17:30

2 場所

内閣府別館9階会議室

3 出席者(敬称略)

(主査)	林 紘一郎	情報セキュリティ大学院大学 名誉教授
(副主査)	岡村 久道	英知法律事務所 弁護士
		京都大学大学院 医学研究科 講師
(委員)	大杉 謙一	中央大学大学院 法務研究科 教授
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
	小向 太郎	日本大学 危機管理学部 教授
	星 周一郎	首都大学東京 法学部 教授
	丸山 満彦	デロイト トーマツ サイバー合同会社 執行役員
	宮川 美津子	TMI 総合法律事務所 弁護士
	湯淺 壘道	情報セキュリティ大学院大学 教授
(事務局)	山内 智生	内閣審議官
	三角 育生	内閣審議官
	吉川 徹志	内閣参事官
	吉田 恭子	内閣参事官
	川本 悠一	参事官補佐
	蔦 大輔	上席サイバーセキュリティ分析官

(オブザーバー)

警察庁、個人情報保護委員会事務局、総務省、法務省、経済産業省

4 議事概要

(1) 山内内閣審議官挨拶

(2) サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループについて

事務局から、資料1から4までに沿って説明。

その後、委員による自由討議が行われた。

委員からの発言の概要は以下のとおり。

(湯淺委員)

- ・ タスクフォース構成員として、若手を中心に構成することに賛成。
- ・ 法令集の構成についてQ&A方式とすることに賛成。企業の方などが読んで役立つものが望ましいため、堅い法律専門家向けのコンメンタールにしない方がよい。
- ・ マルウェアに関する罪については記述を厚くすべきではないか。自民党のサイバーセキュリティ対策本部の第二次提言においても研究者の保護に触れられていたこともあるので、法に触れないサイバーセキュリティの技術開発、技術研究等ができるということは示したほうがよいのではないか。

(宮川委員)

- ・ 平成21年以降の法改正等を今回全て取り上げるのは困難。例えば、拘束力の強いものを載せる、思い切って業法を対象から外す等の一定のルールで取捨選択すべき。
- ・ 最近のペーパーレス化の進展を踏まえ、インターネットで閲覧・参照し易い構成を考えていただきたい。

(丸山委員)

- ・ 例えば、経営者の目線から優先して閲覧すべきものを整理するといったように、読者によって優先順位が変わる形にできないか。サイバーセキュリティに関する法令は非常に広範にわたっており、規制として明示されているものから、内部統制のように、内容の一部にサイバーセキュリティ対策が含まれているものまであるため、見せ方を工夫する必要があるように思う。
- ・ 精査は必要だが、具体的には、タグ方式もありではないか。経営者というタグを押すと、優先順位と詳細さが変わるといったイメージであるが。

(星委員)

- ・ 理論体系を作る方に関心がいつてしまいがちだが、場面ごと、人ごとにアドホックに必要な情報を得られるという視点で整理することは重要であると考えている。
- ・ 整理の方法は非常に悩ましい。10月に向けてそれほど時間がない中で新しい整理

を打ち出すことも難しいと思われるため、共通の理解として現在使われているCIAをベースとしつつ、うまく当てはまらないものも出てくると思うが、柔軟な形で見やすさ、検索のしやすさというところで対応することが望ましいのではないか。

(小向委員)

- ・ タスクフォース構成員として、若手を中心に構成することに賛成。
- ・ まとめ方の方針として、検索を容易にする仕掛けはあった方が良くと思うが、アウトプットとして全体構造が見えないと、どのようなものなのか理解が難しかったり、正式なものと思われなかったりするおそれがあるため、ある程度は綺麗に見せる必要があるのではないか。
- ・ 要求事項集は、禁止事項（情報セキュリティに関してやってはいけないこと）と対策義務（対策しなければならないこと）の2つが中心で、別立てで手続関係や法的救済の実現が入っているという構造に見える。この構造にして欲しいという趣旨ではないが、今後、このトピックが足りていない（例えば今回であれば通信の秘密など）という意見が出たときに、それを入れるべきかどうかを判断するための観点として使えるのではないか。
- ・ 資料3-2の現行の要求事項集について、可用性の箇所のみ不法行為責任が書いてあるが、他のところにも入れるべきではないか。
- ・ 業法について全部入れるのは不可能と思われる。例えば電気を入れるのは違和感がある。これを入れるなら医療や金融も入らないとおかしい。今回は思い切って業法を外すというのもすっきりするかもしれないが、重要なものは入れておくべきとも感じる。例えば、情報ネットワークに係る電気通信事業法はあってもよいという整理もできるのではないか。

(大谷委員)

- ・ 構成としては、Q&Aを中心にして、実際に法令が適用される場面に応じて解説を記載したものを主体としてはどうか。モデルとしては、経済産業省が公開している「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」がそのような形式になっているので参考にしてはどうか。Q&Aだから権威がない、参照してもらえないということではなく、決定の方法や広報の方法によって十分に対応が可能である。
- ・ 次回向けの作業としては、Qを体系的に揃えつつ、Aに掲載する解説としては、いわゆる経営者層に向けたエグゼクティブサマリーと詳細版の解説という2層構造にするという仕組みはどうか。
- ・ 業法については、基本的に後回しでいいと思っているが、第1版から取り込まなくて良いというものであり、国民生活に密着する分野は少しずつ拾い上げていく必要があると考えている。
- ・ 小向委員からも意見が出たが、まずは総則として、禁止事項と対策義務を中心と

し、以降に各論として様々なトピックを増やしていくのがよいのではないか。

- ・ タスクフォースに関しては、資料3-3の⑬に挙げられているSQLインジェクション事件（東京地判平成26年1月23日判時2221号71頁）については、システム開発者の責任という文脈で捉えられがちだが、情報システムを導入する側の考え方という形で書き起こすと非常に重要なテーマであるため書かせていただきたいと考えている。その他いくつかはお手伝いができると思う。

（大杉委員）

- ・ 法令集の形式については、PDFファイルとして公表され、順番が決まった1つの文書でありつつも、利用者に応じて、例えばサブフォルダーといったように、必要な部分、不必要な部分を開閉できる仕組みを作ることもできるはずなので、両方を備えたものがないのではないか。
- ・ 良いものを作ればそれだけ別途エグゼクティブサマリーも必要になると思われる。
- ・ 要求事項集については、骨格とする出発点としては妥当と考える。
- ・ 「金融商品取引法の内部統制」については、財務諸表の内容の正しさというより、作成のプロセスを問題とするものであるので、項目としては不要かもしれない。
- ・ 業法については、今回は、重要なものは取り上げるが、網羅することは意図しないというスタンスがよいのではないか。
- ・ 資料3-3の24番のサプライチェーンリスク対策については、要するに、適切にサイバーセキュリティを行っていない者とは取引しないというものだと思うが、例えば、ESGの観点でいうと、実務的には、環境対策や社会的な課題への配慮に対応していることをアピールするということも進んでいることを踏まえると、ここでESGについて何かしらの評価をする必要はないが、そういった傾向があることを前提として独禁法等との関係を整理いただくことも重要ではないか。

（岡村副主査）

- ・ 業法については、例えば、クレジットカードのように広く利用されているため影響範囲が広いものは対象とすべきだが、数が多く検討期間や人的リソースが限られているので、それ以外のものは持ち越すことで、今回は仕方ないのではないか。
- ・ サイバーセキュリティに関しては、基本法は明確だが、一般法はなく、個別法的なものが山ほどあるという状態であるため、まず事務局は、法令のレベルでの棚卸しをお願いして、それを見ながら考えるということではないか。
- ・ ガイドラインはかなりの数に達するので、それらの内容を改めて詳細に解説するというよりは、簡単に紹介した上、リンクを張る、URLを紹介するというようなスタイルで対応すれば使い勝手が良いのではないか。
- ・ 労働法規に関するトピックが多くなることが見込まれるため、次回以降は厚生労

働省にもオブザーバー参加を打診した方がよいのではないか。

(林主査)

- 本日は、色んな資料を机の上に並べるというアプローチだろうというのが委員の皆さまの一致した見解かと思うが、学者としては、それを比較・分析していくと素晴らしい研究になるのではないかという思いもある。
- 学問的なクオリティを付加価値として付けるという意味で、まずはコンテンツを固めていって、その次に分類学を考えられるかどうかを検討していきたい。

以 上